

阿久根市告示第43号

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

阿久根市長 西平良将

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、宿泊客数が減少し、事業活動に支障が生じている市内宿泊事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内において阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）（以下「給付金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内宿泊事業者 市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者をいう。ただし、市が所有する宿泊施設を運営する者を除く。
- (2) 客室 客室として現に使用できる状態にある部屋をいう。

（給付金の交付対象者）

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内宿泊事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。
- (4) この要綱の施行の日において現に市内宿泊事業者として事業を営んでおり、当該事業の継続の意思があること。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、市内宿泊施設1施設につき次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 基本額30万円
- (2) 客室1室につき2万円

2 給付金の交付は、1施設につき1回限りとする。

（給付金の交付の申請等）

第5条 給付金の交付を受けようとする交付対象者は、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 旅館業の営業許可証又は住宅宿泊事業の届出住宅標識の写し
- (2) 旅館業又は住宅宿泊事業を行う施設の客室数が分かる見取り図等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金事業実施要綱（令和3年阿久根市告示第115号）の規定に基づく給付金の交付を受けた者が申請する場合において、当該交付を受けた日から申請する日までの間に事業の形態及び施設の規模に変更がないときは、同項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

3 給付金の交付の申請期限は、令和4年5月31日とする。

（給付金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、阿久根市宿泊事業者事業継

続支援給付金（第２期）交付決定通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

- ２ 市長は、給付金を交付しないことを決定したときは、当該給付金の申請をした者に対し、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第２期）不交付決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（給付金の交付の請求等）

第７条 交付対象者は、前条第１項の規定による通知を受け、給付金の交付の請求をしようとするときは、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第２期）交付請求書（別記第４号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による給付金の交付の請求を受けたときは、口座振込の方法により給付金を交付するものとする。

（給付金の返還）

第８条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（給付金の交付手続の特例）

第９条 規則第１４条及び第１５条に規定する手続は、省略する。

（報告及び調査）

第１０条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に宿泊施設に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年６月３０日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

（署名又は記名押印）

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付申請書

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり給付金の交付を申請します。

なお、同要綱第3条に規定する交付対象者の要件を全て満たしていることを誓約します。

また、申請に係る審査に当たり、市税の納付又は納入状況について、阿久根市が関係機関及び関係部署に照会することに同意します。

記

1 阿久根市内で営業する宿泊施設に関する事項

施設名	
所在地	〒 ー
電話番号	
FAX番号	

2 給付金交付申請額

基本額 （ア）	300,000円	300,000円
加算額 （イ）	客室数 ー 室 × 20,000円	円
合計（ア＋イ）		円

※市確認欄

- 本申請の申請者は、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金事業実施要綱（令和3年阿久根市告示第115号）の規定に基づく給付金の交付を受けた者である。
- 本申請の宿泊施設は、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金の交付の日から申請する日までの間に事業の形態及び施設の規模に変更がない。

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第 2 期）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第 2 期）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

給付金交付決定額 金 円

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第 2 期）不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第 2 期）については，次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

不交付理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

（署名又は記名押印）

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付請求書

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座情報

金融機関名	銀行・信金	支店					
	農協・信組	支所					
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号					
		※右詰め					
フリガナ							
口座名義人							

※ 通帳（口座名義等が分かるページ）の写しを添付してください。